

川口市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付制度のご案内

1. 補助対象建築物

本市の区域内に存する建築物

(国、地方公共団体等が所有する建築物及び建築基準法の規定に違反している建築物を除く。)

2. 補助対象者 (以下の要件を全て満たす方とします。)

- ・補助対象建築物の所有者又は区分所有者等
- ・本市の市税を滞納していない者。
- ・既に請負契約若しくは工事の着工をしていないこと。
- ・国、地方公共団体等から、既に同様の補助金の交付を受けていないこと。

3. 除去事業

	除去等事業
補助対象事業	分析調査によりアスベストの含有が確認された、吹付けアスベスト及び吹付けロックウール(石綿がその重量の0.1%を超えるもの)の除去、封じ込め、囲い込み又は建築物の除却工事。 ※吹付けバーミキュライト(吹付けひる石)、吹付けパーライトは補助対象外。
補助金の額	補助対象経費 [※] の2/3以内の額で、上限300万円まで ※除去等事業に要する経費(建築物の除却工事の場合は、アスベストの除去工事に要する経費)
基準	施工者 (下記のいずれかの者) ① 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者 ② 一般財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」に掲げる工法に従って施工した十分な実績を有すると認められる者 施工方法 (下記のいずれかによるものとする) ① 一般財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」に掲げるそれぞれの工法 ② 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉塵飛散防止処理技術」に掲げるそれぞれの工法 分析調査に係る分析機関 作業環境測定法第2条第7号に規定する作業環境測定機関のうちJIS A 1481-1、2の仕様に適合する装置及び機器を備える機関であること。 分析調査方法 JIS A 1481-1、2:「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合は、これによることができる。

4. 補助金交付申請等の日程

- ・補助金交付申請の提出…その年度の11月末日までに申請することが可能なもの。
 - ・完了報告書の提出…その年度の1月末日までに補助対象事業の完了報告書を提出することが可能なものかつ3月10日までに様式第10号に定める補助金交付請求書を申請することが可能なもの。
- ※申込順の申請受付となりますので、予算枠を超えた時点で受付を終了します。

5. 建築物石綿含有建材調査者の義務化

住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修事業）の見直しに伴い、アスベスト除去等事業については、その事業実施計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施すること。

6. 補助金交付の手続きと提出書類の概要

手順フロー図		備考
申請者	事前相談(窓口)	事前相談書、分析調査報告書を提出してください。
市役所	現場調査	職員が現場へ伺い状況を確認します。
申請者	補助金交付申請書提出 (申請期限：11月末日)	様式第1号の申請書にその他必要な書類を添付して提出してください。必要な書類一覧を参考にしてください。
市役所	補助金交付決定通知	当該通知を受け取るまで請負者と契約はしないでください。
申請者	施工計画書の提出	建築物石綿含有建材調査者が関与してください。 工事着手前に提出してください。 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018 に基づき作成してください。 様式第5号に施工計画書を添付して提出してください。
申請者	完了報告書の提出 (提出期限：1月末日)	交付決定通知書の日付から90日以内までに完了してください 工事が完了してから30日以内に報告書を提出してください。 様式第8号にその他必要な書類を添付して提出してください。
市役所	現場調査	職員が現場へ伺い状況を確認します。
市役所	補助金交付確定通知	
申請者	補助金交付請求書の提出 (提出期限：3月10日)	様式第10号にその他必要な書類を添付して提出してください。
市役所	補助金交付	

7. 補助金交付に必要な書類一覧 (チェック表)

	<input checked="" type="checkbox"/>	添付図書	備考
事前 相談		事前相談書	
		分析調査報告書の写し	
補助 金交 付申 請		様式第1号「交付申請書」	
		案内図	
		建物の配置図	
		平面図	吹付けアスベスト等の施工箇所を明示したもの
		現況写真	建物外観及び施工箇所が判断できるもの
		登記事項証明書又は建物の所有者であることが確認できる書面	【区分所有者の団体である場合を除く】
		団体の代表者であることを証する書類	【区分所有者の団体である場合に限る】
		区分所有者の集会において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類	【区分所有者の団体である場合に限る】
		所有者全員の合意があることを証する書類	【2者以上の共有物である場合に限る】 【区分所有者の団体である場合を除く】
		納税状況の確認に関する同意書又は納税証明書	【区分所有者の団体である場合を除く】
		委任状	代理人が申請する場合
		見積書	2以上の者から徴収したもので、積算内訳書を含む。
		要綱（別表第1第2項）で定められた施工者であることを証する書類	審査証明書写し等若しくは十分な実績が分かる資料。
	建築物石綿含有建材調査者資格証の写し		
施工 計画		様式第5号「施工計画書」	「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」に掲げる「施工計画書の作成」に基づき作成されたもの
事業 完了 報告		様式第8号「完了報告書」	
		請負人が作成した結果報告書の写し	
		請負人と締結した契約書の写し	
		請負人からの請求書（清算内訳書を含む）及び領収書の写し	
		工事記録	施工前、施工中及び施工後の写真を含む
		法令等に基づき提出した書類等の写し	ア) 大気汚染防止法 イ) 労働安全衛生法 ウ) 石綿障害予防規則 エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
請求 書		様式第10号「交付請求書」	
		振込依頼書	
		交付額確定通知書の写し	

8. 問い合わせ先

川口市役所建築安全課建築調査係 住所：川口市三ツ和1-14-3 鳩ヶ谷庁舎5階
電話：048-242-6367 FAX：048-285-2003